



ユーラシア研究所レポート No.148

2025 年 7 月 1 日

EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）

一見過ごされている 3 つの論点

蓮見 雄

概要

欧州連合（EU）の炭素国境調整メカニズム（CBAM）を巡る議論で見過ごされている重要な 3 つの論点（①多極化の時代における経済安全保障の副作用のリスク、②グリーン水素市場形成の主導権を目指す EU、③ユーロ共同債返済のための EU 独自財源としての役割）について概説する。

1. 見過ごされている論点

2023 年 10 月 1 日から欧州連合（EU）の炭素国境調整メカニズム（CBAM）の移行措置として、報告義務が開始された。対象には、当初案の鉄鋼、アルミニウム、セメント、電力、肥料に加え水素が含まれることとなった。これらの製品を EU が輸入する場合、その生産過程で生じる直接排出量、セメント・電力・肥料については使用された電力などの間接排出量も対象となる。当面は報告義務のみ

だが、2026 年 1 月以降、EU の輸入事業者は、事前に関税当局に輸入許可申請を行い、当該製品が EU 域内で生産された場合に支払われていたと想定される炭素価格に相当する CBAM 証書（CBAM certificate）を輸入国政府から購入し納付しなければならない。

言うまでもなく、CBAM の基本的な仕組みについて知ることは重要だが、カーボンリーケージを予防するためという欧州委員会の説明を鵜呑みにし、EU の成長戦略である欧州グリーンディール全体との関連を抜きに制度の説明に終始していると、重要な論点が見過ごされてしまうように思われる¹。そこで、本稿では、見過ごされている論点のうち 3 つの点について指摘しておきたい。

2. 多極化の時代における経済安全保障戦略の副作用－EU 市場の傾向的縮小

欧州委員会の説明による限り、CBAM は世界貿易機関（WTO）法に抵触しない。確かに、CBAM は、温室効果ガス排出に関連するコストを EU 域内外で等しくすることを意図している限りにおいて、WTO の内外無差別原則を順守しているといえるかもしれない。仮にその大原則に反しているとしても、WTO 協定第 20 条は「一般的例外」を規定しており、2 つの要件を満たせば許容される。1 つは、人・動物・植物の生命・健康の保護と有限天然資源の保存である。もう 1 つが「恣意的または正当とは認められない差別待遇の手段、国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しないこと」である。仮に CBAM が前者に該当すると多くの国々が認めたとしても、後者については国際社会の合意を得ることは難しい。

対ロシア経済制裁においても明らかなように、経済発展への自信を深めた新興諸国の大半は、主要 7 カ国（G7）や EU の要請にもかかわらず経済制裁に参加せず、国益を重視して、ロシアとの通常の経済関係を維持しており、こうした世界経済の多極化が孤立しているはずのロシア経済を下支えしている²。このように、国益を主張するようになった新興諸国の同意・協力を得ることは、かつてよりも難しくなっている。

「ブリュッセル効果」として知られるように EU のルールの国際的影響力の高さが認められるものの、その発生条件とされる 5 つの要素³の 1 つである市場規模は傾向的に縮小していることも見落としてはならないだろう。国際通貨基金

(IMF)によれば、1980年に世界の国内総生産（GDP：購買力平価（PPP）ベース）の25%を占めていたEUは、15%を切るまでに傾向的に低下している。

米国やEUから厳しい経済制裁を科せられているロシアは、やむなく化石燃料の輸出先を中国やインドに変更しているが、かつてドイツに依存していた工作機械や精密機器も中国から輸入するようになり、脱EUを進めている。大西洋と太平洋の狭間に位置するロシアの「脱欧入亜」の動きは、既に2000年代半ば頃から始まっていた⁴。また、世界的にカーボンプライシングが広がりを見せていることは確かだが、新興諸国では、再生可能エネルギーの急速な発展がみられるものの、当面、化石燃料への依存も続く可能性が高い。ロシアはその供給地としてアジアの新興諸国の経済発展を下支えし、大西洋からアジア太平洋へのパワーシフトを加速する結果となるかもしれない。

米国では、インフレ抑制法（IRA）という名称ながら、気候変動対策としての再エネや電気自動車（EV）の普及に対して税額控除や補助金が提供されている。IRAの優遇措置により、例えば、独フォルクスワーゲン（VW）は、米国でEVの多目的スポーツ車（SUV）の製造工場建設を発表している。IRAは、欧州グリーンディールとは異なり、炭素価格や排出規制といった規制措置ではなく、富裕層への課税強化や最低法人税率の導入など温室効果ガスとは無関係な財源による補助金である⁵。米国でもカーボンプライシング導入を目指す動きがあるものの、2024年11月の大統領選挙の結果次第で、どうなるかは不透明である。このような状況下では、CBAMを忌避して、輸出仕向地や生産拠点をカーボンプライスの低い地域へと変更する動きが広がり、こうした国々の間で国際分業が展開される可能性がないとは言い切れない。

そもそもパリ協定は、「自国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution：NDC）」を基礎とした自発的な温室効果ガス削減の枠組みであるが、CBAMは、その原則に反してEUのルールを強制するものであり、また「共通だが差異ある責任」の原則にも反するというのが、新興諸国の主張である。

こうした世界経済の多極化を考えると、仮にCBAMが首尾良く実施されていくとしても、CBAMを含む欧州グリーンディールが目指していたはずのEU経済の成長に至るとは限らない。ここでは詳細は割愛するが、2024年1月24日、欧州委員会は、中国の経済的威圧に対抗しつつ友好国との協力強化を念頭に、欧州経済安全保障戦略文書⁶を公表し、「EUがビジネスと投資にとって最も開かれた魅力

的な地域のひとつであり続けることを保証する」としているが、そこには新興経済諸国との国際分業の利益を享受できなくなるリスクが含まれていることを見落とすべきではないだろう。

3. グリーン水素市場形成の主導権

筆者は、CBAM に当初の 5 部門に加えて、水素が入ったことの重要性を指摘したい。現状では、水素の世界生産量 9,500 万トンのうち、6 割はグレー水素（天然ガス由来）、2 割がブラウン水素（石炭由来）であり、グリーン水素は 1,700 万トンとわずかである⁷。そのうち、欧州は 8%を占めるにすぎず、その用途も従来の用途（石油精製、半導体加工など）に留まり、鉄鋼、交通、石油化学、熱利用など新たな分野での水素利用は広がっていない。

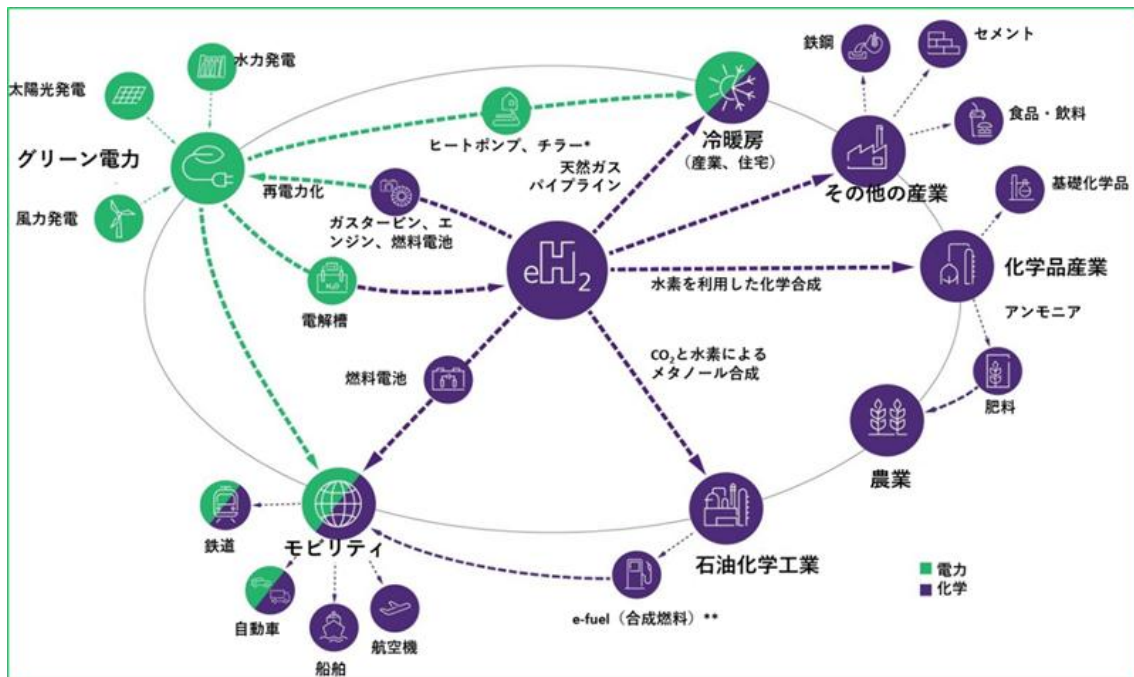
にもかかわらず、EU が CBAM に水素を加えたことにはグリーン水素市場形成の主導権を握るという意図が隠されている、と筆者は考えている。なぜなら、再エネ由来の電源で水を分解して得られるグリーン水素は、再エネの産業利用の要であり、EU は世界で最も体系的にグリーン水素市場を創出するための制度構築を進めているからである。EU は、2020 年 7 月に水素戦略とエネルギーシステム統合戦略に関する政策文書を公表している。両者は、セクターカップリングを通じて、電力産業を交通、化学、素材などあらゆる産業と連携させ、サプライチェーン全体の脱炭素化の可能性を生み出すからである（図）。

EU は、CBAM もその一部となっている Fit for 55 においても、2021 年 12 月にグリーン水素を念頭にガス市場の脱炭素化を提案し、域内市場の整備に着手していた。加えて、ウクライナ戦争に直面した EU は、脱ロシア依存を目指してリパワーEU 計画を打ち出し、再エネを強化するだけでなく、「水素アクセラレーターイニシアチブ」とグリーン水素輸入拡大のための国際協力⁸という新機軸を加えた。これは、2030 年までに EU における水素供給量を 2,000 万トンに拡大し、それを活用して産業の脱炭素化を加速させ、そのためにもグリーン水素の国際市場の形成を目指す規制枠組みを構築しようとするものであり、この文書には後に合意された日・EU グリーンアライアンスの締結も記されていた。

明らかに、CBAM の対象に新たに水素が追加されたことは、こうした EU のグリーン水素戦略の展開との整合性が高く、グリーン水素市場の形成を主導し、域

内において水素取引のパブを構築しようとする EU の水素戦略の一環である。

図 グリーン水素を媒介とする電力産業とさまざまな産業との連携とサプライチェーン全体の脱炭素化の可能性



出所：Simense Energy, Power-to-X : The crucial business on the way to a carbon-free world, 2021, p. 5.を基に筆者作成

4. 財源としての役割

最後に、EU にとっての新たな財源としての CBAM について指摘しておきたい。CBAM を含む Fit for 55 政策の資金的裏付けとなっているのは、7,500 億ユーロ（2018 年価格）の復興基金である。復興基金は、EU 初のユーロ共同債に基づいて調達されており、2028～2058 年にかけて完済されることになっている。これを念頭に、2023 年 6 月、欧州委員会は、EU の独自財源に関する提案を行っている⁹。既に 2021 年から開始されている非リサイクル性のプラスチックに対する課税があるが、これに加えて CBAM 収入の 75%、建物、交通等への EU 域内排出量取引制度（EU-ETS）の適用による収入、企業利益の 0.5%の加盟国拠出が想定されている。EU-ETS 収入の一部は、脱炭素化への移行の社会的影響を緩和するため

に新設される社会的気候基金の原資としても想定されている。最終的に EU 独自財源がどのようなものとなるかは今後の交渉次第であるが、ユーロ共同債返済の原資として CBAM の役割が大きいと考えられる。

復興基金は、新型コロナ危機に対処するために 1 回限りの時限措置として導入されたものであるが、期待された成果を上げることができれば、EU の有力な独自財源として定着していくかもしれない。つまり、CBAM の成否は、EU 独自財源の行方、ひいては EU の将来をも左右する課題だということがわかるだろう。

付言すれば、CBAM を契機として世界的にカーボンプライシングの制度が発展することは、EU の狙い通りであるとしても、それは自ずと EU の CBAM 収入を減少させる方向に作用する。であるとすれば、EU の独自財源としての CBAM 収入は過渡的なものであることも忘れてはならないだろう。

注：

¹ 筆者は、CBAM を成長戦略の一環として理解すべきだと考えている。蓮見雄「競争政策としての EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）と諸外国への影響」MUFG BizBuddy、2024 年 1 月 26 日付掲載を参照。

² これについて詳しくは、蓮見雄「ロシア経済と多極化する世界（1）（2）」CISTEC ジャーナル、No.207、No.208、2023 年を参照。

³ 規制能力、厳格な基準、非弾力的消費者市場、不可分性、および市場規模の 5 つ。詳しくは次の文献を参照。庄司克宏「EU の規範形成パワーと規制戦略－「規制の輸出」とブリュッセル効果」日本経済研究センター「欧州研究」報告書、2023 年。

⁴ 蓮見雄「東を向くロシア－中国との関係を中心に」『ユーラシア研究』第 65 号、2021 年。

⁵ これを根拠として、欧州と北米が、「ハイカーボンプライス経済とローカーボンプライス経済に割れてしまう」とする見解もある。手塚宏之「EU が導入する国境調整措置（CBAM）は機能するか（その 4）」国際経済環境研究所、2023 年 5 月 12 日（https://ieei.or.jp/2023/05/tezuka_20230512/）

⁶ European Commission, Advancing European economic security : an introduction to five new initiatives, COM (2024) 22 final.

⁷ IEA, Global Hydrogen Review 2023.

⁸ EU external energy engagement in a changing world, JOIN (2022) 23.

⁹ https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/eu-budget/long-term-eu-budget/2021-2027/revenue/next-generation-eu-own-resources_en

【執筆者】蓮見雄（立教大学経済学部教授）

付記：本稿は、市村清新技术財団地球環境研究助成の一部である。

（※このレポートは、三菱 UFJ 銀行グループが海外の日系企業の駐在員向けに発信しているウェブサイト MUFG BizBuddy に 2024 年 2 月 5 日付で掲載されたものです。）